

児童クラブを利用されている保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

令和 3 年度の児童クラブ保護者負担金の取扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、日頃から本市の児童館及び児童クラブの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年度の児童クラブ保護者負担金につきまして、下記のとおり取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

なお、今後の感染の広がり等、状況の変化により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

本市の児童クラブ保護者負担金は、児童クラブに登録している間、月に一度もご利用が無かった場合でもご負担いただくこととしておりますが、令和 2 年 3 月以降のご利用分につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、施設内の三密回避を図る必要があることから、可能な限り利用の見合わせ等にご協力いただくとともに、ご協力いただきました保護者の皆さまのご負担を軽減するため、利用回数に応じた減額を実施してきたところです。

令和 2 年 11 月から配布しております「令和 3 年度仙台市児童クラブご利用案内」におきましては、令和 3 年度の保護者負担金について、従来どおり利用実績を問わず 3,000 円と記載していたところですが、令和 3 年 4 月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の密集性を緩和する必要性が高い状況にありますことから、令和 3 年度の保護者負担金を下表のとおり取り扱うことといたします。

保護者の皆さまには、引き続き、マスク着用や手洗いなど児童の基本的な感染対策はもとより、可能な限り利用の見合わせや利用時間の短縮にご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご利用案内の記載内容		利用実績に応じた負担金の額（令和 3 年度）	
区 分	基本額	区 分	基本額
利用の有無によらず	3,000 円 (1,500 円)	月の利用 0～5 回	1,000 円 (500 円)
		月の利用 6～10 回	2,000 円(1,000 円)
		月の利用 11 回以上	3,000 円(1,500 円)

※基本額の（）内の額は、すでに世帯収入等に基づく減免で 1,500 円になっている方の基本額

これまで、月に 1 度も利用が無い場合には基本額を 0 円としておりましたが、児童館・児童クラブの運営における管理費等は一定程度かかることから、令和 2 年度の取扱いから変更し、月の利用回数 0 回の方もひと月あたり基本額 1,000 円をご負担いただくことといたします。

また、児童クラブの利用実績を確認したうえでの金額確定となることから、今年度同様、口座振替は利用月の翌月末日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に行います。利用回数と振替金額に相違がないかご確認いただき、相違がある場合は下記連絡先までご連絡ください。

なお、延長利用分の 1,000 円につきましては、利用回数によらず一律でご負担いただきます。利用時間の短縮に伴い、月単位で延長利用が不要になる場合には、忘れずに前月中に児童クラブ登録事項変更届（様式第 6 号）をご提出いただきますようお願いいたします。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
仙台市青葉区上杉 1-5-12
電話：022-214-8176